

令和5年度 事業計画

社会福祉法人 有田川町社会福祉協議会

＜基本理念＞ みんなが支えあい住み慣れた地域社会で 安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本方針

長期間にわたる新型コロナウイルスの感染拡大の繰り返しにより、当会が推進してきた地域福祉活動は大きな影響を受け、以前のような交流活動等の実施は困難となり、地域における福祉のかたちを転換せざるを得ない状況となりました。社会的孤立・孤独化の進行、経済活動の制限による失業や休業等によって生活に困窮する方の急増など、継続的な支援が求められます。

有田川町における特例貸付の決定は124世帯にのぼり、若年層、自営業者、ひとり親世帯など多様な方々が支援の対象となっています。複雑で多様化した生活課題に対し、きめ細やかな支援を持続的に実施するため、相談支援体制の強化を行うとともに、地域住民が相互に支え合うことのできる、新たなつながりづくりの仕組みを構築してまいります。

今後も行政ならびに関係機関と連携し、地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を推進します。

重点項目

◇相談支援体制の整備

誰もが気軽に相談ができるよう、身近な相談の場を提供するとともに関係機関と連携し、切れ目のない相談支援を目指します。各種相談の機会等について住民に十分な周知を行うとともに、相談支援にあたる職員の資質向上を図ります。

◇生活困窮者支援

特例貸付の償還が始まり、地域の関係団体・機関と連携・協働しながら、借受世帯に対し丁寧な相談支援及び、その過程で生じる課題解決に向けた調整を継続的に行い、生活支援に取り組みます。

◇効果的で着実な権利擁護支援

支援を必要とする方が抱える生活課題は一層複雑化しており、適切な制度・サービスを利用することで、その人らしい生活を守ることができるよう支援を進めるとともに、地域連携ネットワークの一層の充実を図り、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援事業を推進します。

◇つながりづくり

地域社会や家族関係が大きく変化し、さらにコロナ禍の長期化により社会的孤立・孤独の問題は深刻さを増しており、心身への悪影響を防ぐため、社会や他者との関わりをもつことにより、日常生活等を円滑に営むことができるようつながりづくりに取り組むとともに、地域の関係者が連携・協働して支援を行えるよう支援体制を推進します。

<基本目標 1> 安心・安全な仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、その土台となる仕組みづくりに取り組みます。

事業名	目標（数値目標等）
①広報活動	- 誰もが情報を取得しやすいよう広報紙やホームページに加え、SNS を活用することにより、多世代に向けた効果的な情報提供を行う - 広報紙の発行（毎月発行） - ホームページ（常時更新） - SNS の活用
②総合相談事業	- 住民が気軽に相談できるよう、より身近な相談場所の設置に取り組むとともに、その周知に努める - 心配ごと相談（毎週木曜日開催） - 法律相談（毎月開催 ＊うち夜間相談 2 回、土曜相談 1 回） - 公証人相談（年 2 回開催） - 介護なんでも相談（毎月開催） - 新たに出張相談（場所や開催回数の検討）、訪問相談、SNS 相談に取り組む - 職員の相談スキルの向上を図る
③介護保険事業 障害福祉サービス事業 在宅福祉事業（町受託事業）	- 感染症対策に取り組み、職員の健康管理と徹底した衛生管理を行う - 住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、よりよいサービスの提供に努める - 介護職員の知識や技能向上のレベルアップを図るため、定期的に研修を行う（毎月実施） - 多職種連携を図り、適切なサービスの提供に努める - 外部研修等に参加し、マネジメント機能やスーパービジョン機能を高める - 複合化した課題を抱える方に対し、地域福祉関係者と連携し課題解決を図る
④介護職員初任者研修事業	- 地域の福祉人材の確保に取り組む - 町内福祉施設・事業所・関係機関と協働して、介護資格を取得できる介護職員初任者研修を開催する（年 1 回開講定員 20 名） 「福祉」の仕事について住民に興味をもってもらえるようホームページや広報紙などで情報発信を行う
⑤苦情相談窓口の設置	- 相談窓口の周知を図る - サービス利用者からの苦情や要望に対し、真摯な対応を行うとともに検証を行いサービスの向上につなげる - 苦情解決第三者委員及び苦情解決担当者で研修を行うとともに、年間に受け付けた苦情及び対応について検討を行う
⑥災害ボランティアセンター設置運営訓練	- 事業継続計画（BCP）の見直し、更新を行い、対応体制の強化を図る - 県社協主催の広域同時多発災害対応訓練（紀南）に参加し、職員の専門性を高める - 上記研修の伝達研修及び、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行う

⑦災害時見舞金事業	・関係機関と連携し、迅速に対応する
⑧福祉避難所のヘルパー派遣及び要配慮者の搬送	・行政と連携し、福祉避難所での介護の支援や、要配慮者の避難所までの搬送を行う
⑨住民活動センター事業 (まるっと地域見守り事業)	・介護事業所等に働きかけを行い、地域の見守りに参加してもらい協働・連携して安心安全なまちづくりに取り組む
⑩地域見守り事業	・地域の「気がかりな人」をキャッチできるよう、行政・関係機関及び民生委員・児童委員と連携し見守り体制の強化を図る ・見守り対象者を訪問し「つながり」ができるよう努める ・利用しやすい仕組みとなるよう構築する
⑪つながりの場 スマイル事業 (＊ひとり暮らし高齢者食事会代替事業)	・地域の実情に応じて、住民が参加しやすい小規模の集まりの場を検討、開催し、社会的交流や住民同士のつながりの強化を図る ・地域における孤立や閉じこもりを防止する ・民生委員・児童委員と連携する
⑫移動手段検討事業	・交通の不便な中山間地域にて高齢者や障害者の方を対象に買い物支援付きサロンを開催し、閉じこもり予防と社会的交流を図る ・利用者が減っている現状及び交通の不便な地域のニーズ調査に基づき、買い物支援付きサロンの開催地域の再検討を行う ・事業対象者の再検討を行う
⑬福祉機器貸出事業	・福祉機器を必要としている方々が利用しやすいよう事業の周知に取り組む
⑭権利擁護センター事業	・住民に分かりやすく権利擁護に関する制度の周知及び相談支援を行う ・成年後見制度の正しい理解と制度活用促進のため、福祉事業者向け研修会を開催する（年2回開催） ・地域のサロンや障害児者父母の会にて制度についての啓発を行う ・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）による迅速な情報共有により、消費者被害の未然防止や早期発見に努める
⑮福祉サービス利用援助事業	・研修会に参加し、専門員及び支援員のさらなる資質向上を図る ・定期的にケース会議を開催し、支援についての検証を行う
⑯法人後見事業	・被後見人等と関わる期間が長くなる傾向があることから、被後見人等が安心してその人らしく暮らせるよう担当職員間での十分な情報共有に努めるとともに、後見業務を行う支援員のスキルアップを図る

＊新型コロナウイルスが出現するまでは“ひとり暮らし高齢者食事会”を開催していましたが、感染予防のため開催を見送り、令和4年度は代替事業として、町内のひとり暮らし高齢者のご自宅を訪問し、つながりづくりとニーズ把握を行う“高齢者等訪問事業”を実施しました。今年度は、感染対策を講じたうえで、人と人と交流できる場を各地域で開催し、地域の孤立や閉じこもり予防、社会的交流を図り「つながり」の強化を図ります。

<基本目標2> 支えあいのまちづくり

地域の福祉力の向上を図り、支えあいのまちづくりの実現を推進し、多様化・複雑化する福祉課題に取り組みます。

事業名	目標（数値目標等）
①福祉講座事業	・各学校の目的や規模に応じた福祉教育プログラムを提案できるよう、他社協の実践等も参考にプログラムの見直しや考案を行う ・地域住民に対し、地域課題に対する関心を高め、住民自らが課題解決に取り組んでいけるような仕組みづくりを検討する
②ボランティア実践校助成事業	・ホームページや広報紙などでボランティア実践校の取り組みを紹介する ・ボランティア活動や福祉活動に取り組む小中学校に対し、助成を行う
③職場体験・実習生の受入事業	・感染症の拡大状況を注視しつつ、可能な限り実習生等を受け入れ、「福祉」について理解を深められる機会を提供する
④住民活動センター事業	・ボランティア活動を始めるきっかけや、「福祉」に関心をもってもらえるよう、ボランティア養成講座を開催し、ボランティアを育成する ・気軽に参加できるボランティアメニューを提案し、ホームページや広報紙などから情報発信を行う ・若年層へのアプローチを強化する
⑤ボランティア連絡協議会事務局運営	・ボランティアグループの連絡調整や連携を図り、活動の継続、拡大への支援を行う
⑥小地域交流事業（会費の関係で廃止）	・地域住民の交流の活性化のため、助成や相談支援を行うとともに連携を図る
⑦権利擁護センター事業	・すべての住民が、尊厳のあるその人らしい生活が送れるよう、社会全体で支え合い、共に地域をつくっていくことについて、事業を通し啓発していく ・民生委員・児童委員をはじめ、地域関係者と連携し、地域福祉の推進を図る ・関係機関や司法に携わる専門職の方々と定期的にケース会議等を実施し、司法と福祉の連携を強化しながら地域の権利擁護に関する課題等について協議を行う
⑧愛の物資贈呈事業	・更生保護女性会と実施内容等について協議を行う
⑨福祉関係団体等助成事業	・各福祉団体が行う地域福祉活動の活性化を図るため、助成を行うとともに、共に福祉のまちづくりを目指し協働・連携できるよう取り組む
⑩有田川町社会福祉大会	・今年度実施なし 令和7年度(2025年度)開催の予定
⑪クリーン有田川運動	・気軽にボランティアに参加できる機会として、住民に参加を促し、企業や関係団体の協力が得られるように実施する

＜基本目標３＞ 自立を支える環境づくり

自身の能力を発揮し自立した生活を送ることができるよう、社会参加を通じた自己実現の支援を行います。地域住民がより主体的に地域活動に参画できるような働きかけを行います。

事業名	目標 (数値目標等)
①運動フォローアップ事業	各高齢者運動自主グループ（２３グループ）に対し活動継続、拡充に係る相談支援を行う
②住民活動センター事業	- 各サロングループに対し活動継続に係る相談支援を行う - シニア世代を対象としたボランティア活動等の社会参加の機会を提供し、活躍の場を広げる
③地域つながり再構築事業	- 過疎化により、担い手不足の地域において住民同士のつながりを強化し、閉じこもり予防や社会的交流を図るため、送迎付きサロンを実施する - 安謐サロン（１２回）、沼谷サロン（１２回）を開催する - 利用人数が減少傾向のため参加の呼びかけを行う
④移動手段検討事業	- 交通の不便な中山間地域にて高齢者や障害者の方を対象に買い物支援付きサロンを開催し、閉じこもり予防と社会的交流を図る - 利用者が減っている現状及び交通の不便な地域のニーズ調査に基づき、買物支援付きサロンの開催地域の再検討を行う - 事業対象者の再検討を行う
⑤有田川町高齢者福祉通院外出事業	利用者のご要望に沿って、安心、安楽な移動支援を行う
⑥福祉用具等リサイクル事業	- SNS などを利用し、開所時間外でも受け付けできるように取り組む - 譲渡成立時に譲受人よりメッセージを預かり、譲渡人に送付することで、住民相互の支え合いの意識を育むきっかけづくりを行う
⑦共同募金啓発事業	- 共同募金を身近に感じてもらえるよう啓発活動に取り組む - 小学生に対し、募金活動への理解を深めてもらうため、ポスターコンクールを実施する - 子どもから大人まで住民が参加しやすい募金活動プログラムを提案し、活動の幅を広げることで共同募金運動の拡大を図る
⑧生活福祉資金等貸付事業 ⑨社協つなぎ資金貸付事業	- 低所得世帯や障害者世帯・高齢者世帯への新規貸付相談はこれまでどおり、丁寧・迅速に行う - 特に、借受人への償還支援については、長期滞納者への訪問支援を行い、関係性を再構築するよう努める - 民生委員・児童委員と連携する
⑩食料等確保支援事業	食料支援のみにとどまらず、丁寧な関わりを持って、相談支援及び生活支援を継続的に行う
⑪老人クラブ事務局運営事業	- 各クラブとの連携を図り、活動の継続、拡大への支援を行う - 県老連及び郡老連事務局と連携する - 豊富な知識や経験を活かした社会参加の機会を提案する

<基本目標4> ふれあいの場所づくり

新型コロナウイルス感染症により、住民同士が集まりにくい状況が長く続いており、地域で行われていたサロンなどの交流活動の中止も余儀なくされ、住民同士のつながりの希薄化が懸念されます。人と人とのつながりを絶やさないよう、新たな生活様式の中で、今出来ることや出来る方法を検討し進めていきます。

事業名	目標 (数値目標等)
①居場所づくりプロジェクト	- 子どもや親同士の交流ができる場「鳥屋城ベース ふらっと」として、金屋地域の4地区をモデル地域とし取り組んでおり、徐々に居場所として地域に根付きつつあるが、今後はこの取り組みを住民へ発信し、新たな地域での開催を希望する声が上がった際は、支援者を募り、立ち上げの支援をしていく - 学生ボランティアや各地域にて協力員募集を呼びかける - 不登校やひきこもりの子を持つ親の集いの継続実施にあたり、開催日程や内容等について検討し直し、事業の充実化に取り組むとともに、各学校への協力依頼、対象者への積極的周知を図る
②住民活動センター事業	- 公民館や集会所など、住民に身近な場所で悩みごと等の相談ができるよう出張相談の開催に取り組む - 他の日中活動の場に参加しにくい障害者が気軽に利用できる居場所を検討する - 各サロングループに対し活動の継続、拡充に係る相談支援を行う - シニア世代にボランティア活動など社会参加の機会を提供する
③権利擁護センター事業	公民館や集会所など、住民に身近な場所で出張講座を開催し、成年後見制度の普及啓発を行うとともに、相談支援を行う
④リフレッシュ事業	- 在宅で家族の介護をしている方に対し、介護技術等を高める研修会や、介護者同士の交流、情報交換等が出来る機会を提供し、またレクリエーション要素を含め、心身のリフレッシュにつながる内容の充実に取り組む - 対象者への積極的周知を図る
⑤小地域交流事業 <u>(会費の関係で廃止)</u>	世代間交流を行う自治会での集いに対し助成を行い、活動の活性化を図るため支援する
⑥小地域サロン事業	住民同士の交流を深め、孤立防止や見守り機能がある各自治体単位で行われるサロン活動に対し、助成を行い活動の継続、拡充に係る支援を行う
⑦福祉講座事業	次世代を担う子供たちに、福祉関係者や福祉施設等の利用者との交流を通じ、「福祉」に対する理解を深める機会を提供する

【基盤整備】財源基盤及び組織・機能の整備

会費・共同募金配分金・善意銀行預託金・在宅福祉事業の収益金の自主財源を基に、財源基盤を整備するとともに地域福祉の推進を図ります。地域に寄り添い、ともに歩む組織として地域づくりを推進し、情報公開や説明責任を果たします。

○経営・財政基盤の整備

○役職員の資質向上

○事業の情報開示

○効率的な運営体制・業務合理化の推進

○理事会・評議員会等の開催

○個人情報保護・内部統制、セキュリティの強化

○労務管理体制の強化及び規程等の整備